

### 日本資本主義と大学

OGATA, Ken / 尾形, 憲

---

(出版者 / Publisher)

法政大学経済学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

The Hosei University Economic Review / 経済志林

(巻 / Volume)

37

(号 / Number)

4

(開始ページ / Start Page)

119

(終了ページ / End Page)

149

(発行年 / Year)

1969-11-20

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00008315>

## 日本資本主義と大学

尾形 憲

私は一昨年来、さまざまな角度から日本の私立大学の分析を試みてきた。端初におけるその全体の構想は、大まかに言えばぼぼつぎのようなものであった。すなわち、はじめにいくつかの重要な指標によって全般の状況を概括的に見たのち、教職員・施設・経費および学生といったさまざまな視角からの実証的な検討を行ない、これらを通じて私立大学の「不均等発展」、さらにその「中小企業的体質」を検出する、つぎには典型的な一私大を例にとつて、歴史的に（＝縦断的に）、および他私大との比較の中で（＝横断的に）、一般的命題を点検する、そして最後にこれらすべてを通じて、とくに私立大学を中心として私学に対する・あるいはさらに教育全般に対する・国家の（＝資本の）基本的政策を、いいかえれば日本資本主義の中でそれらがどのように位置づけられているかを検証してみよう、というものであった。

このような構想にもとづいて検討を進めた結果は、全般の状況および教職員の研究・教育・労働にかかわる側面についての過去二回の本誌上の論文<sup>1)</sup>となつたほか、私大の経営、学生とくにその労働市場、および個別大学の典型的な

事例については、それぞれ別の機会での発表となった。<sup>(2)</sup> また私学ないし教育全般に対する国家の基本的政策については、これら諸論文でさまざまな角度から、なかならず学生の労働市場の分析を通じて一定の方向が摸索された。<sup>(3)</sup>

(1) 『経済志林』第三五巻第一号および第三六巻第一号「私学の中小企業的体質について―私立大学の『不均等発展』」(1)および(2)。

(2) 『ジュリスト』一九六八・一二月号「私立大学経営の実態と問題点」、『経済評論』一九六九・五月臨時号「最近の学生運動の経済的背景」、法政大学研究教育体制懇話会『白書第三集・法政大学の研究と教育』中の「財政」。なお『経済評論』論文に関連して『経済構造』一九六九・五月号「大学物價論」参照。

(3) とはいふものの、これらは発表の場も、その体裁も、さらに分析の精練も種々様々である。私ははじめ、本誌上で何回かにわたりいわば「教科書風」に、さまざまな側面からの分析を概論として展開し、その後個々の問題を立入って検討する予定であったが、種々の事情によってこのようなプランは変更を余儀なくされつつある。またそのような変更の中で個々の問題に立入ってみるとき、ただちに当面する障碍は私大に関する諸種の資料のきわめて乏しいことであり、作業は分析に入る以前にまずこうした資料づくりの調査からはじめざるをえない。昨年度私は、ゼミナールの学生たちと協力しながら、主として教職員組合を通じて私立大学の研究教育条件の調査を行ない、きわめて不満足なものながら、これを三冊の資料にまとめた(法政大学経済学部尾形ゼミナール・資料第一集―1―3)一九六八年・私立大学の研究教育条件。今年度もこれに続いて、研究・教育条件および体制の調査を行なっているが、ここ当分こうした迂余曲折を続けざるをえないであろう。

こうした一連の作業と、それにまつわる研究・調査のなかで、私のはじめに素朴な形でもっていた問題意識は、かなり明確な形をとってきたし、そしてその問題に対する答も、不十分ながら浮び上ってきたように思われる。端緒に立返ってみるならば、その問題というのは、本誌での第二回の論文の中で、私が芝田進午氏の私立大学論に対して提起した、

「資本主義の発展にともなう『専門的労働力』の必要と、これがための公共予算に対する資本の圧迫とは、『教育サ  
ービス』を通ずる利潤追求の『教育資本』を生み出すというが、とくに文科系の多い現在のわが国の私立大学……  
が、果して資本の要求に応ずる……『専門的労働力』の養成の場であるかどうか。」<sup>(4)</sup>

という疑問である。この段階でのこうした疑問は、卒直にいうならば、文科系マスプロ私大の現場の教師のきわめて  
素朴な実感として提起された、といつてよいものであった。それは、いいかえるならば、私立大学（あるいは一般に  
大学）の資本主義——さしあたり日本資本主義——の中での位置づけはどのようなものか、という、すぐれて経済学  
的な解明を要する問題である。そして図らずもこれこそまさに、一昨年来の「学生叛乱」の中で理論的にも実践的  
にも問題の核心として問われている「アルキメデスの槓杆点」にほかならない。

(4) 前掲『経済志林』第三五巻第一号論文。

現在までの未熟な作業のなかで、こうした問題に対してなされた摸索の結果を、私はここに中間報告ともいうべき  
形で多少の補足と蛇足を加えながら、一応まとめてみよう。それは私が今後の研究を進めるための「作業仮設」とし  
て、導きの糸の役割をもつてであろう。そしてそれは一方では、私の属する大学でも直面しているきびしい大学「紛争」  
の中で、私自身が一人の教師としていやおうなしに問題を考えつめざるを得ないという、きわめて現実的な要請にも  
もとづいている。とはいえ、研究室も図書館もバリケード封鎖という中できわめて乏しい資料をたよりの、また時間  
的制約もあつて十分考えぬかれていない、しばしば感覚的でさえある文字通りの素描にすぎない。従つて、それは今  
後の理論的・実証的な作業の中でも、他の教師とのまたとくに学生との論理的対決の中でも、あるいは確認され、あ  
るいは修正され、ことによると否定されてゆく素材として考えたい。

私は以下つぎのような順序に従つて論議を進めることにする。

一、大学とは何か

二、日本資本主義と大学

三、大学改革の一試案

宇野理論流にえば、はじめの部分は「原理論」にあたる。なかんづくここでは「学生とは何か」が問題とされる。しかし三段階論に疑問をもつ私に「段階論」はない。次は一挙に「現状分析」となる。そしてここが本稿の中心の部分である。最後の部分はつけたりであるが、いうならば「実践」にあたるものといえよう。

一、大学とは何か

私はここで、かのポローニアやパリの *universitas* にはじまり、近代大学のパターンとしてのベルリン大学から K・カーのいう *multiversity* に至る大学の歴史を展開しようとも思わないし、その任でもない。またこうした諸大の中からある一つを取出し、これこそが超歴史的・本来的な「大学」であり現状の分析や改革に万能な尺度であるとしておしつけようとも考えない。しかしながら、右のような大学の歴史をあとづける中で、私たちは大学の一定のイメージを形成することができるであろう。そしてそれは過去の歴史の具体の中からの抽象という一面をもつが、そうした静的な意味のものとしてだけでなく、さまざまな生産様式を通じての人類の歴史をおし進める動的なもの、現時点でいうならば必然的に労働者階級の立場に立つ階級的な意味をもつものとして形成される。こうしたいわば「原点」—*Ur-universität* とも名づけられよう—は、むしろ制度化された「大学」ではない。制度としての「大学」は、す

でにさまざまの変容を受けており、中世の大学、さらにさかのぼってプラトンの *academia* さえ、その例外ではない。ここでも、論理的なもの、歴史的なものは、必ずしも直接の対応を示していないのである。そのような「原点」として私はさしあたり大学を「知的文化遺産の創造と継承のための人間集団」と考えてみたい。

創造という作業は、現存するものを基礎としながらたえざるその否定を媒介とする。「あらゆるゆるものは疑いうる」。従つてたえざる自由な相互批判を拒絶する所に大学はない。イデオロギー的にせよ、何にせよ、一色に染め上げられ、一定の教義が唯一至上のものとして排他的にまかり通るところに、大学はない。「一義性」でなく「多様性」こそが、もちろんその中でたえざる相互批判を前提として——大学を大学たらしめるのであり、各人が自己の「真理」を相対的なものとして他への寛容性をもつ所に大学はある。

ところでこうした大学は、一面では知的文化遺産の創造Ⅱ研究を根底にすえながら、そのみを目的とする研究者集団ないし研究所とは異なる、他方それはまた、単なる知的文化遺産の継承Ⅱ（狭義の）教育を目ざす集団あるいは「学校」とも明瞭に区別される。それは知的な専門家（Ⅱ教師）と知的なアマチュア（Ⅱ学生）との集団である。あるいは同じ学問をめざす先輩と後輩との集りといつてもよい。しかしこの場合、真理の前に両者は等質であり、その差は量的なものにすぎないとは必ずしも言えないのである。この後者はすべて前者の後継者となるというものではない。むしろ多くはそうではないものとしてあり、そうした「アマチュア」の集団ということこそ「学生」の相対的に独自の立場の根拠がある。現在の大学ではもちろんのこと、中世でもボローニア、パリなどに集まってきたのは、必ずしも「真理探求」をはじめから目ざした好學の徒ではなかつたのである。封建的な身分制度の中では法曹、神職および医師が立身出世の途として開かれていたが、彼等はこうしたものを目ざす農家の二、三男などであつた。

そこで彼等は、イルネリウスやアペラールの新しい学問、「現存するものへの仮借ない批判」に触発され、ここにそうしたものととしての学問創造に協働する先輩後輩、「人間集団」が形成されることになる。しかし彼等の大半は、目的とした学業を終えれば、その師の許を去り、さらに自らの「専門的労働力」形成のために必要な他の師を訪れる。今日と同様就職を目的とはしながらも、そこにはまだ試験とか単位とか、卒業証書といった夾雑物が入ってこない。いわば今日の「聴講生」であり、こうした人たちの集団が *universitas* であつた。

しばしば大学の「研究機関」と「教育機関」とへの分離が主張される今日、知的文化遺産の創造において知的アマチュア学生がどのような存在意義をもつかは、あらためて確認されねばならない。第一にそれは、なまじ「専門」の中に没入していわば「木を見て森を見ない」状況になつてはいないがゆえに、かえつて卒直な、しかししばしば根底的な疑問を提起して教師を戸惑わせる。形式論理的明解さを必ずしも持たない社会科学のばあい、こうしたことはかなり多いと思われる。このような疑問の提起は、教師に自ら解決済みとしていた問題を再点検させ、いわば間接的な形で学生を研究へ参加させることになる。

さらに、学生は前と同じ理由によつて、その「専門」をこえた学問全体なり、社会全体なりの立場からの疑問を、しばしば素朴であり感覚的でさえあつても、新鮮な問題意識にもとづいて投げかけることができる。学問の進歩が専門の細分化を極限までおし進めて「専門家」はしばしば蝸壺の中の「専門白痴」となつており、しかも一方「専門」相互の依存関係がますます増大して「専門」それ自身が学問全体の中で見直され、再編成されることを迫られている現在、こうした批判者としての学生の役割はとくに重要である。最近の大学「紛争」はこうしたことを明らかに示している。たえず清新な感覚をもつ問題提起者の集団として、その内容がたえず交替することは、学生集団にとって弱

点でないのみか、むしろ必要なことでさえある。このようなものとしての学生は、一方で真理の前に教師との等質性をもちながらも、ここですでに後者に対して相対的に独自の存在として現われる。

ここまでは、「原理論」というよりむしろそれ以前のいわば実体論の次元である。実体論と云っては実は適當ではないかも知れない。経済学では一般的にいつて、かのクーゲルマンあてのマルクスの手紙にあるような実体的な「自然法則」は、さまざまな生産様式のなかで、それぞれに照応する一定の形態をとつて貫徹する。大学にあつては、むしろ右に述べた「原点」が歪められ、蔽いかくされ、しばしば異質のものを以ておきかえられる。それが国家社会の中に一定の「制度」として組みこまれ、位置づけられるとともに、大学ではなくて専門学校ないし各種学校が、パスポート授与場が、人間ではなくて制度が、「造物」が、「大学」としてまかり通ることになる。いわゆるユニヴァーシティのカレッジ化である。歴史的に見れば、中世ボローニアに表徴される法学の勃興は、東西の商品交換の発達にもなう商法・民法などへの実務的要請を背景とするものであつた。その後今日に至るまで各国の大学がその時々々の体制の要求をどのように担ってきたかは、一々述べるいとまもないが、とくに資本主義の歴史の中で、一般的に大学に要求されたものは、資本にとつて必要な「研究」の成果と「労働力」との提供であつた。そして後者については一般についていえることであるが、大まかに言つて、労働力たるに必須の専門的知識、技術等の付与と体制に無批判な、もしくは積極的にこれを擁護するイデオロギー普及という二重の側面がある。こうはいつても、それは大学がつねにこうした資本の要求に十全にこたえてきたといふことでもなければ、資本主義の発展段階なり、とくに各国ごとの資本主義の発展のなかりで、こうした要請にさまざまなヴァリエイティがあることを否定するものでもない。具体的分析をぬきにしてこのような「不均等発展」、さらには個別大学の「不均等発展」を無視した固定的なドグマの

適用—事實はむしろ後からそれに無理矢理合わせられる—は、形式論理的な「明快さ」はあっても「教条主義のなまけもの」のそしりを免れえないであろう。

ところで、このような資本による大学の包摂は、帝国主義段階、なかんずく国家独占資本主義段階において、まさに全面的となる。資本主義社会の中の制度としてある以上、若干の抵抗はなされても、大学は所詮体制の中に組み込まれたものとしてしか存立しえない。たとえば大学設置基準といった、大卒労働力の一定レベルの保証のための教育内容の規格づけが、「大学の自治」を無視しておしつけられる。大卒労働力としてのパスポート授与およびその格付けのための試験があり、採点がある。さらにこうした学内の制度的「秩序」維持のための権力的「処分」がある。

「規格づけ」がきわめて複雑で、一定品質の労働力の保証となりえなくとも、ともかく入試によるふるいわけ—その後にはわが国の場合などはほぼトコロテン式であるから—は、少なくとも人的能力の選別機関としての意義を大学に持たせる。しかし日本の現実がそうであるが、もしも大学が専門的労働力養成どころか、こうした単なる選別機関としてさえ十分資本の要請にこたえることができないうことになれば、それは再編成を迫られるということになる。

このように全体としては資本の枠組に組み込まれているとはいえず、これを「帝国主義大学」として一面的に強調するのは誤りであろう。こうしたいわば形態的な側面に蔽われながらも、前に述べた実体的なものとは全く失われてはいない。労働過程のない価値増殖過程はないのであり、両側面は弁証法的に統一して把握されねばならない。そしてここに重要なことは、実体的なものが現実には形態的なものを、制度なり建物なりを基本的ないし重要なよりどころとしながら存在するということである。制度としての大学に雇傭される教師も、そこに学籍をおく学生も、実はこうした体制内大学に基礎をおく存在である。そして彼等はしばしば彼等自身が「ナンセンス」という「大学の自治」に自

らよりかかりながら、体制内大学の内部なりあるいはむしろそれからみ出た所で *University* を構築しようとする。空中に樓閣を築くことはできないのである。

こうした *University* の事例をいくつかあげてみよう。手許に資料がないので確かめることができないが、いつかの『思想の科学』だったかに、慶応の学生の『私の大学』が報告されていた。それによれば、彼は同じ下宿の他大学の学生の時間割を見せてもらい、何曜日の日何時間目には法政のN氏の授業を、いついつには東大のM氏の授業をと、マスプロを逆手にとった「盗聴」で自らの問題にあわせたいわば「自主カリキュラム」を実行したのが、一番自分のものになったという。またそれがつねに成功しているかどうかは知らないが、バリエード内の自主講座にも、やはり制度的なものをよりどころにしながら、それをこえるものを指向する場合もあるろう。そこまでゆかなくとも、教室での砂をかむような雰囲気ときわめて対照的な熱っぽい、どこかの大学でも花ざかりのサークルも、ありきたりの授業にあきたらない学生たち自身の大学でありうる。既存のカリキュラムの中では、ゼミナールがいくぶんかでもこうした *University* としての存在意義をもつことができる。<sup>(1)</sup>

(1) バリエード封鎖によって大教室のマスプロ授業は不可能となっても、しばしばゼミナールなどは喫茶店の片隅や、教師の私宅、時には外壕公園の土手で、既存の建物にとらわれず、細々ながら続けられる。それが一二四単位中の三単位であろうがなかるうが、そんなことはどうでもよい。図書館とか教室とかいう物的側面を無視するのではないが、何が本質的かというところが、封鎖という「非日常性」によって授業の「日常性」が切断された断面で明らかにされている。

「大学の自治」はしばしば「教授会の自治」と「学生の自治」とから成るとされている。しかし制度的なものをよりどころとしながらしかもこれをこえる大学を摸索するとき、それは制度としての大学に所属する教師と学生のもの

として限局されるべきではないであろう——この両者が直接的・中心的な役割をもつことは否定しえないが。「現存するものの仮借ない批判」——「学問の自由」をおそれ、これを抑圧しようとする体制・国家の圧迫に対して、教(職)員と学生、さらにその背景として労働者階級を中心とする勤労人民の連帯の中で主張されるものとなる。大学は独占資本に対してでなく、勤労人民に対して「開かれた」大学である。

「教授会の自治」が歴史的に見てこうした勤労人民を背景にしたものであったかどうかは、疑問である。中世におけるその成立からいうならば、それは他のもろもろとギルドと同じく、職業的特権を維持するためのものであったし、現在でも多くそうしたものとしてある。しばしば栄光をもって語られるわが国の戦前の「大学の自治の歴史」も、多く帝国大学教授の特権維持のためのむしろ反動的なものであった。洋学派のヘゲモニーに対して皇漢両保守派が教官の自治を主張した明治初年の大学再編、対露即時開戦を主張した七人の教授の軍国主義的な思想と行動が「自治」の名において擁護された<sup>(2)</sup>いわゆる戸水事件、無能老朽教授の擁護のために教授会の人事権が主張された沢柳事件、すべてそうであった。<sup>(2)</sup>一方森戸事件、河上肇の追放などはいずれも「教授会の自治」がそうした特権維持のための「自主規制」にほかならないことを示した。

(2) たとえば梅根悟『私の大学論』参照。

とくに「専門」自体が境界分野の開拓、ビッグ・サイエンスの出現などによって再編成を迫られている現在、既存の学問体系の上に依拠した「教授会」が従来<sup>(2)</sup>の形のままでありうるはずはない。学問の性格上「大学の自治」は個々の大学なり、個々の教授会、いわんや個々の講座に閉鎖的、求心的に限局されるすじあいのものではないであろう。このことは必ずしも現在の教授会を制度としてただちに「解体」すべきであるということの意味しない。さきにも述

べたように、むしろ実体的なものの追求が現存の制度をよりどころとしつつ行なわれざるをえない状況の中で、教授会は、というより教師集団<sup>(3)</sup>は、自らの止揚の方向をめざしながらも、一方では前に見たような批判者としての学生集団に対して、制度的な「泥をかぶる」存在として立ちあらわれざるをえないであろう。良心的・階級的な研究・教育を追求するほど特権どころかむしろ苦悩を、さらに形態と実体との板挟みという矛盾―たとえば学費値上げとか設置基準にあわせた授業とか―を、身に受けざるをえないことは、私学にあってとくにそうである。

(3) より正確には教職員集団である。職員は教員の研究・教育労働が機能的に分化するにつれ、その協働者として登場する。実体を摸索するといえながらも、しばしば形態の中にのみ躊躇することになりがちな、こうした「教授会」といった制度的存在に対して、学生集団はむしろ制度という形態にとらわれず、教師とは離れた相対的に独自の立場からの批判者として存在意義をもつ。大学という制度内に完全に包摂される形で、教師との同質性、同等な権利を主張することは誤りでさえある。当世ばやりの協議会なども、その中で学生の意向を反映してゆくとこのならともかく、決定権（マイナスの決定権＝拒否権もふくむ）をもって「参加」するというのは、制度的なものの中の責任をも、その苦渋―というよりも負い目―をも分担することになる。それはむしろ後で見ると、アメリカ流の近代的・「民主的」な形態での、教育の一環としての学生自治の包摂である。たとえば制度的な大学や学部の責任者＝教師集団の「長」としてある総長なり学部長なりの選挙に学生が「参加」するというのも、単純な「研究者集団」という等質性への解消であり、教師集団・学生集団両方ふくめたものの「長」として総長や学部長を扱うことであって、自らの独自の役割の放棄につながるようになる。とくにここでは形態的な側面のもつ意味が見失われている<sup>(4)</sup>。教師集団と学生集団―その内部でももちろん―が相互にきびしく問題を提起しあい、切磋琢磨するのでない、単なる等質・

量的なものへの還元は、しばしば無論理的な「なれあい」となり、腐朽と停滞とを生み出すこととなる。<sup>(5)</sup>

(4) 逆の立場、たとえば「大学解体論」などからはしばしば実体的な面が見失われて、形態的側面のみが固執される。

(5) 眠解をさけるため、一言しておくならば、こういうことは決して制度的な側面について学生の意見に耳を傾ける必要はなく、教師が勝手にやればよいというのではない。学生の集団ないし個人が提起する問題に対し、教師集団は真摯に取組み、意志を疎通しあうことが必要である。そしてここにいる学生の集団とは自治会であろうが、一部分の学生であろうが、どちらでもかまわないし、その問題提起がいわゆる合法的であろうが非合法的であろうが、それはさしあたり本質的なことではない。

またたとえば協議機関などどうでもいいということではなく、とくに教師(集団)と学生(集団)が意志疎通できないところでは、こうしたものの確立が重要な課題となる場合もある。しかしそうした意志疎通が可能でありながら具体的な問題をつきつけることなく、「協議会を作ろう」といっても、それは「仏作って魂入れず」であり、はじめから無内容な口頭禪となりかねない。

たとえば学生自治会の「ストライキ」決定を教授会が「認める」とはどういうことか。一方が制度的な責任当事者として他方の決定を自動的に「容認」するとかしないとかいう関係では本来ないはずである。決定が、あるいは「自治会」そのものが、制度的機関によって「公認」されようがされまいが、それは学生自治にとつては非本質的なことである。また一定の問題に対する学生集団の判断なり決定は、すぐさま教師集団のそれを拘束するといったものではない。前者を考慮しながら後者は独自に―かりに結論的に同一になることはあっても―問題に即して構成されるべきであろう。とくに自治会が政治セクトの引きまわしによって一定の政治課題に対する具体的な対応形態を「決定」したとしても、教授会が自動的にこれに従う論理はどこにもない。むしろ内部の多様性をこそ生命にする教師集団―実は学生集団も、そのはずであるが―にあつては、政治課題その他の問題に対しては、個々人としては相互に論理的にき

びしく対決してしても、全体的には「決定しえない」という形で対応するしかない場合が多からう。これをもって学生に「敵対的」というのは必ずしも当らない。「別個に進み共に撃つ」場合もあるのである。

なおここで学生自治に関連して、いわゆる全員加盟制自治会について一言しておこう。大学へ入学すると同時に、入学金・授業料などと並んで「学生自治会費」が同じ伝票で納入を要求され、いやおうなしに大学「当局」により自治会への加入が強制される、「代理徴収」制度にもづく学生自治会は、もともとアメリカ的な「教育の一環」であり、新制大学制度とともに輸入されたものである。法政大学でも、レッド・パーヅ闘争の後自治会活動家の退学処分とともに代理徴収は二年ほど停止されたが、その後学生側が屈服した形で、規約に大学「当局」の要求する内容をおりこみ、全学でなく学部ごと自治会をつくるなどのことを引きかえに代理徴収が再開された。いうまでもなく「教育の一環」としての自治会観であり、東大のいわゆる矢内原三原則にも通ずるものである。こうして見るならば、一九六二、三年大管法の流産と引きかえに持出されたとしばしば言われる学生に対する「自主規制」Ⅱ「国大協路線」は、実は改めてそのころはじまったものではなく、新制大学発足後から一貫してあったものであることがわかる。ともあれ、こうして「教育の一環」として財政面だけでなくその存立自体が制度的に大学「当局」によって保障される「自治会」が、果して相対的に独自のな、制度への批判勢力として、実体的な大学を追求する存在となりうるであろうか。他方「全員加盟制自治会」を擁護する一定の政治的立場に反対のセクトもしばしば「利用できるものは利用する」として「ポツダム自治会」の上ののっていることも、不可解なことである。どちらにしても、大学「当局」からその存立の根柢にかかわる手あつい庇護を受けるといった関係にありながら、「当局」との間できびしい相互批判、論理的対決が可能はずがない。そしてこうした対等な立場での相互批判——とくに教育研究自体に即しての——、緊張関係を欠

いたならば、協議会等々による「学内民主化」も、逆に「教授会」敵論も、一体どういう意味をもちうるであろうか。

## 二、日本資本主義と大学

私は前に述べた本誌の論文<sup>(1)</sup>で、「私学危機」に関連させながら、自由化を直接の契機とする教育再編成、とくに大学に対する文教政策の新たな展開を指摘した。その後前に見た芝田進午氏の「教育資本」論、さらには「大学」専門的労働力養成工場論を念頭におきながら、現在の日本の大学、とくにその大半を占める文科系私大は、むしろあまりにも資本の要請にこたえていないことが、労働市場をとくに他国との比較で検討するなかでまさしく実証されることについて、またこのような事態がどうして今までありえたのか、また現在どう変えられようとしているのかについて、第一接近的な素描を試みた<sup>(2)</sup>。この素描の論旨はほぼ次のようなものであった。

(1) 前掲『経済志林』第三六卷第一号。

(2) 前掲『経済評論』一九六九・五月臨時号。

わが国は、少なくとも量的に見る限りは、アメリカに次ぐ大学国であり、進学率はすでに戦前の中等学校なみに達し、学生数も短大をふくめ一五〇万をこえている。そしてこの膨大な学生の約四分の三が私立に收容されている点で、国公立を主とする大陸系とことなり、アングロサクソン型といってよい。しかしながらアメリカの場合もイギリスの場合も、国家からの補助とか寄付・財産収入とかいった収入が圧倒的に高い比重を占め、学費収入はアメリカでせいぜい三割、イギリスでは一割以下にすぎない。ところがわが国では「国家」からも「社会」からも、財政的支持

はいずれも数%にすぎず、病院収入に依存できない一般の私大の場合は、ほとんどが学費収入という状況である。しかもアメリカでは州立がむしろ学生増の引受け手となっており、学生数における私立の比重はむしろ低下しているのに、わが国では「マスプロ」は私大の代名詞であり、また六〇年以降の学生急増の八割余は私立が収容している。こうしたことを一言でいうならば、わが国の高等教育は他国のように「国家・社会」の関心事としてはなく、むしろほとんど私事として放置されてきたということになる。

こうしたわが国の高等教育の専門分野別学生構成を諸外国と比較すれば、理科系のウエイトがきわめて小さく、文科系なかんずく社会科学系の比重が異常に高い。そしてこの社会科学系は決定的に私立に集中している。

日本経済の中で産業構造の変化とくに第三次産業の増大は著しいが、こうした学生の構成は、その「専門」にふさわしい就職を困難なものとす。とくに昭和三〇年代以降、中・高卒労働力の逼迫にともない、現場に見られるような高卒による中卒の代替とならんで、大卒による高卒、さらには中卒もの代替が進行する。一見好調な就職状況の中で文科系とくに社会科学系大卒における販売関係の激増は、大学での「専門教育」が資本にとっての「専門的労働力」養成に必ずしもなっていないことを端的に示している。

こうした不合理は、実は日本資本主義自体がつくり出した学歴偏重の社会体制の中から生まれてきたものにほかならない。それでも、その教育内容や教育効果がどうあろうと、大学はともかくも資本にとり労働力の「選別機関」として、消極的ながら一定の意味をもってきた。しかし六〇年代に入って「自由化」の荒波が高まってくる中で、資本は大学に対しさらに積極的な役割を要求せざるをえなくなる。そしてその際注目すべきは、明治以来の日本資本主義の特殊性が生み出した労働力供給の場の二重構造、あるいはむしろ東大を最右翼とし私学をいわば中小企業的存在と

して位置づけたむしろ多層構造ともいふべきものの再編強化である。かくて「学歴無用論」は、実は「学歴再編成論」にほかならない。ここ何年かの大学政策はこうした方向を明確に示している。とくに私大については理工系に代表されるような「国家・社会」へのつながりのきわめて明瞭な「日のあたる部分」と、他方ではそのつながりの稀薄な「日のあたらぬ部分」とへの、スクラップ・アンド・ビルドが進行することとなる。

おおよそこうした論旨のなかには、すでに今後さらに検討を要するいくつかの問題点が含まれている。たとえば、

一、明治以来戦前の大学が日本資本主義の中でどのように位置づけられてきたかを、とくに労働市場との関連において検証すること。なかならず大正末期から昭和の初めにかけて確立される年功序列・終身雇用制度と学歴主義がどのようにからみあっているか、それはまた特殊日本のものであるのかそうでないのか。国立の諸大学はもともと官吏の養成場として発足しており、私立は大学に昇格したものをはじめは「専門学校」であつたし、多くのものが専門学校として残つた。いずれもおしなべて専門的労働力養成の場としての色彩が強く、そうした意味でも、梅根悟氏のいうように戦前の日本に「専門学校」はあつても「大学」はなかつたといつてよい。<sup>③</sup>とはいへ、日本資本主義の発展の過程のなかで、その役割は変貌する。すなわちブルジョア革命は遂行されても、「封建的」残滓が色濃く残るなかで「上からの道」が強力に推進される明治政府の下では、当然のこと大学では官僚養成に、学部でいうなら法学部などに、重点がおかれていた。こうした時期に、「天は人の上に人をつくらず」という福沢のブルジョア的合理主義や大限の民権論が一定の役割を果たしたことは認めてよいが、それは当然ながら資本主義という枠の中である。日本資本主義が一定の発展をとげた大正期には、経済人としての労働力への要請がこうした私学をむしろ積極的に体制の中にくみ

こむこととなる。一九一八年の「大学令」はこうした背景の中で、大学の制度的な包摂の重要な転機を画したものと  
いうことができる。

(3) 梅根悟『私の大学論』

二、戦後における大学生の増加、とくに六〇年代以降の爆発的ともいえる急増は果してどのような要因によるものか。これについては需要者（Ⅱ父母・学生）の側と供給者（Ⅱ大学）の側との両方について要因を検討する必要がある。需要者側についてはその一つとしてしばしば所得の増大が挙げられるが、そういえるかどうか。需要者側からの要求だけでは入学競争率が高まるだけで、学生数は増加しないわけであるから、供給者側にもこれを受入れようとする衝動が働いていたものと考えざるをえない。受入れの大半を私学が担ったこと、そしてその私学で時機を同じうしてこれまた急激な学費の上昇がはじまったこと、しかも学生増・学費増の中で経営危機を通じての「私学危機」が叫ばれるといった一見奇妙な事態がはじまったこと、これらはどのような関連をもって説明されるか。

三、戦後とくに私立文科系の大学は、ほとんどせいぜい「選別機関」としての消極的意味しか持たなかったのである。「専門的労働力養成工場」、あるいは「放牧場」でさえありえなかった。そうした意味で「帝国主義大学」という言い方は、しばしば右のような具体的分析をぬきに、一般論ないしその特殊な一面を機械的に拡張したものとしてみられている。この点ではむしろ体制側が正確に事実を視ており、たとえば清水義弘氏が、

「戦後の学制ほど、産業社会（独占資本はその一部）の要求にこたえなかったものはないといえる。それは中小企業  
の要求ばかりでなく、大企業（よければ独占資本といいかえてもよい）の要求にも屈しなかつた。」<sup>(4)</sup>

という方が現実に近い。だからこそ現在大学を先頭とする学制の解体・再編が急がれているのである。これが私の

見解であるが、それにしても今までこうした状態がありえたのは大学が上部のような消極的役割は少なくともも持っていたからと言いつけるだけで十分かどうか。一方以前と現在とでの日本資本主義の相違。現在進められているのは「帝國主義大学の再編」かそれとも「帝國主義大学への再編」か。

(4) 清水義弘『二〇年後の教育と経済』。

四、諸外国の大学との比較。この場合とくにわが国の戦後の大学制度の原型としてあり、また後で見るとともに今後日本の大学の再編成の方向とされているアメリカの大学の考察が重要である。その労働市場とのつながりとともに大  
学における研究と資本との結びつき。

こうした諸問題のうち、ここでは第四点をとりあげ、未整理かつきわめて感覺的な素材をもとにしてではあるが、アメリカの大学を概観することにしよう。

アメリカの大学は私立が学校数では総数のほぼ三分の二を占めながら、学生数では三分の一にすぎず、しかもこの比重は年々低下する傾向にある。このことは増大する学生の収容が、アメリカでは日本とことなり公立——主として州立——大学によって行なわれていることを示している。多くの州では、高校で所定の単位を修得した者は、原則的にフリーパスで州立大学が受入れることになっている。州立では授業料も無料という所もある。ちなみに日本では中途半端な「花嫁学校」的存在となっている短大が、ほとんど私立であるのに対して、本家のアメリカでは公立が五分の三を占め、多く地域に密着した「地域大学」としてあるのは、注目し値する。同様なことは、勤労学生への開戸開放として重要な意義をもつ通信教育についてもいえるのであつて、日本ではむしろ財政基盤の貧弱な私学に一〇〇%依存しているのに対し、アメリカでは州立が主体である。他方私立大学に対しても、とくに研究面などでの公費の投下はき

第 1 表 アメリカの大学収入内訳 (1964)

大 学	經常収入 (万ドル)	収入内訳比率(%)				
		授業料	寄付金 その他	寄付基 金収入	補助事 業収入	委託研 究助成 金
スタンフォード	8,080	18.0	16.1	7.2	10.4	48.3
コロンビア	9,720	20.5	15.2	13.2	4.4	46.2
ハーバード	11,500	24.3	14.4	20.4	8.2	32.7

注) 『青山経営論叢』1—3・4号による。

わめて大きい。たとえばかのマサチューセツ工科大学 (M・I・T) のごときはその典型であつて、一九六一年度年間総収入一億ドルのうち、授業料収入はわずか九〇〇万ドルであるのに対し、寄付が八〇〇万ドル、投資収益一、八〇〇万ドル、委託研究費が実に七、七〇〇万ドルで、うち・陸・海空軍からのものが三、四〇〇万ドルという。他のいくつかの大学についても、第一表によれば、授業料収入はせいぜい二割前後であるのに、主として政府・とくに陸海空軍からの委託研究費・助成金は三割から五割に達する。しかもこのほとんどが理工系へであり、人文・社会科学系へはわずか数%にすぎない。寄付金等も一五%前後とかなり大きい。これを日本の場合の補助金・寄付金いずれも数%でしかないのと比較すればきわめて対照的である。

このように、アメリカの大学が全体として「国家・社会」の手あつい財政的援助を受けているのは、それだけの理由がある。それは一口でいうならば、アメリカの大学が全体としてアメリカ資本主義の中に完全に包摂され、イデオロギーのないし知的側面から産業・地域社会の要求にこたえる「帝国主義大学」としてあるからである。

現在アメリカでは重点が大学院に移りつつあり、院生の数が学部学生数をはるかにこえるという例がとくに私学で少なくない。学部はむしろ大学院の準備段階的な色彩がかなり強く、たとえば法学・経営学などの専門教育はロー・スクールとか、ビジネス・スクールといった大学院レベルのプロフェシヨナル・スクールに属する。しかしその学部

でさえも—大学院はいわずもかな—、毎回の授業に百ページ前後、毎週五、六百ページの読書が宿題として与えられ、教室ではこれをきびしいディスカッションによって試された上、頻繁にテストが行なわれるという。日本の商社などから「遊学」のつもりで赴いた留学生が、こうしたハード・トレーニングに悲鳴をあげるといふ話によく聞く所である。一旦大学を卒業した後でも、横断的な労働移動のはげしいアメリカでは、他のプロフェッションを身につけるため、前記のようなスクールに入りなおし、新たな「専門的労働力」として転職する。また企業が社員を委託生として再教育させることも多い。研究面での産学協同（さらに軍学協同）については、その一端を前に見た。このようにアメリカでは大学と国家・産業とがきわめて緊密な関係にあり、これまたわが国の場合と著しい対照をなしている。

アメリカの大学の産業・地域社会とのこうした深いかわりは、アメリカ資本主義の特殊性に根ざすものといつてよい。この立入った実証的検討は私の今後の課題であるが、各国の大学の歴史と比較して眺めてみても、こうしたアメリカの大学の特徴とその背景をうかがうことができる。ハーバード創設以来、アメリカの大学は久しくオックス・ブリッジ的な閉鎖的な存在であった。しかし一九世紀半ばをすぎ、資本主義が世界的に自由主義段階から帝国主義段階へさしかかるや、イギリスに対し後進資本主義国としてこれに挑戦するアメリカでは、大学に新しい使命が課せられることとなる。リンカーンの二大業績の一つといわれる「土地賦与大学」(Land grant college)が一八六二年のモリル法によって発足する。これは農業・工業などの産業に対して必要とする専門的労働力を供給し、また生産力向上のための研究を行なうための技術的の大学を設立しようとする諸州に対して、国家が広大な土地を交付してこれを援助するものである。こうした技術的・応用的な学問分野は従来大学に属するものとはされず、専門学校のものとされていたことを思えば、これは大学の「近代化」＝体制内化への重大なステップであったといわねばならない。M・

I・Tが創設されたのもまたこの頃であった。こうした諸大学が間もなくイギリスに追いつき、これを追いこしたアメリカの生産力の上昇に寄与したところは、きわめて大きい。アメリカにおける大学と「国家社会」との密着はここにはじまる。そしてこの関係はあまりにも直接的であり「専門」への傾斜が露骨であるため、とくに三〇年代以降大学における「一般教育」の意義が市民教育の立場もふくめ強調されるようになって、基本的には変わらないで今日に至っている。

州立・私立を問わず、アメリカの大学の管理機関として共通な「理事会」による layman control も、こうした産業・地域社会と大学のつながりを反映するものといつてよい。すなわち、学内の教職員は管理運営にほとんど権限をもたず、実業家、銀行家、地方の有力者などが理事会に名を列ねる。この理事会の最も重要な仕事は敏腕な学長を任命することである。そしてこの学長は publish or perish の競争の中で業績の顕著な、大学の名を高からしめるような教授をスカウトしてくる。こうして人事についての権限は、理事会・学長に集中され、たとえばわが国でいう「教授会の自治」など問題となりうる余地はほとんどない。教授自身はむしろ委託による研究などに熱中はしても、大学の管理運営に参加はしたがるらない。それどころか、教育さえ片手間となり、学生への接触はほとんど助手などによって行なわれることになったりする。こうした所にアメリカの学生の不満が爆発する理由の一つがある。しかし一方、こうした学生に対する体制内への吸収は、むしろしばしば「民主的」な「学生参加」によって進められており、たとえば学生が懲罰委員会に参加しているといった例も珍しくはない。当然のことながら、学生自治会も大学の手あつい庇護―代理徴収、学生会館そのほか各種の援助―の下に「教育の一環」としてのみ存在する。字義通りの「抑圧的寛容」がここにある。ともあれ、こうしたアメリカの大学は、産業・地域社会のさまざまな要求に応じながら肥大化

し、いわゆるマルティバークシテイを生み出すことになる。

總じていかに制度的な学内「民主化」が進められており、また少人数教育や広大なキャンパスなどと研究、教育の人的・物的諸条件が改善されていようと、その研究・教育の内容が果してどのようなものかが、先ず問われねばならない。右のようなアメリカの大学の姿は、私たちにこうした警告を与えるものである。しかも、すでに以上の概観で明らかのように、わが国の資本主義国家が一貫して追求してきたし、今日わが国の大学が大きくその方向へと変えられようとしているのは、こうしたアメリカ的な大学像にほかならないのである。資本に対し「開かれた」大学、「国家・社会」と結びついた学内管理機関としての理事会・学長への権限集中は、過去三回流産した大学管理法の中心的な課題であったし、今回強行「採決」された「大学運営臨時措置法」でもその重要な骨子となっている。一九四九年の「私立学校法」が私学の評議員会・理事会などの管理機関に対する学外の校友の関与を認めたことは、いうならば大管法の先取りであったといつてよい。そしてそれは、事実たとえば中央大学の「常置委員会」問題に端的にあらわれているように、とくに国家権力とつながる学外の政治的勢力が大学に介入してこれを支配しようとするための主要ないとぐちとなっている。

従つて、今回の「大学運営臨時措置法」も、その意図する所は、単に七〇年安保に向けて休校・廢校を以てする「暴力学生」への威嚇ないし先制攻撃というだけではない。すでに現行「学校教育法」や「私立学校法」を以てしても、たとえば六カ月以上授業を行なわないときは監督庁―大学の場合は文部大臣―が学校の閉鎖を命じうる、とされているのである。前に見たような日本資本主義の世界市場での闘いの中で、学校制度全体の再編、とくに現状では大半がせいぜい労働力のプールにすぎない大学を「国家・社会」に直結する「帝国主義大学」としてスクラップ・アンド・

ビルドする―それはすでにはじまっている―方向へ向けての一環として、今回の立法はある。中教審は前期の中間答申をついで、今年末には大学についての全体的基本構想をまとめ、明年春の中間答申のあと明後年の春には幼稚園をふくめ六・三制全般にわたり、明治期および終戦時にも匹敵するという根本的な改革の方向を打出すと伝えられている。こうした戦略的な見通しの中にこそ、「臨時措置法」はまさに臨時立法として位置づけられるものであろう。

こうして、管理運営をはじめとする大学の全般について、アメリカ的な大学をめざす路線は決定的である。しかしそこで問題となるのは、当然ながらアメリカ資本主義と日本資本主義との体質的な相違である。アメリカの大学教育の底辺を広く支える「市民教育」をふくめその質量両面にわたる拡充は、これを支える膨大な生産力を前提とする。逆にこうした膨大な生産力にとつては、しばしば大学をふくむ「教育投資」が軍事支出や宇宙産業への支出とともにケインズの有効需要の要因ともなりうる。現在たしかに量的にはアメリカに次ぐ進学率を示すわが国の大学であるが、その大半は「高からう悪からう」の私学に依存している。そして現在とられつつある方向は、むしろ戦後一時的にせよ指向された全国的レベル・アップの方向の否定、少数エリートと大多数の中級下級労働力の創出という差別・選別であり、スクラップ・アンド・ビルドである。またよくいわれることであるが、代表的な工学部のカリキュラムを日・米・ソ連について比較すれば、わが国のそれは専門教育が多く、一般および基礎教育の比重が小さい。手とり早く役に立つが日進月歩の科学の中ですぐ役に立たなくなる労働力をつくっているわけである。アメリカ型への指向とはいっても、それはやはり日本資本主義の特殊性に規定されたこうした特殊日本の姿で進行せざるをえないであらう。

### 三、大学改革の一試案

一四二

はじめにも述べたように、本節は全体から見れば、蛇足といふべき部分である。しかしそれは一面では、第一節で展開された実体的なものが形態的なものの中で、どのように存在しうるかを示すことにもなる。また他方それは、現在の大学問題によってきびしく姿勢を問われている大学教師の一人として、私の自己点検ないし大学点検の一端でもある。

大学院をふくめて大学制度自体は、それに先行する教育の諸段階をぬきにして問題にすることはもちろんできない。また六・三とか五・四・四とかいった制度全体の再編なり、たとえば目的別多様化とか、公社形態とか現在さまざまの立場から論じられている大学制度自体の改革なりは、いずれも重要なことであることを否定するものでもない。<sup>(1)</sup>しかし私たちが現在の制度的な大学をより所としながらなおその中に埋没することなく、前に述べた Universität を追求する場合、資本主義の枠内でどうように教育制度が変わると、それは所詮せいぜい面従腹背であることに変わりはないであろう。従ってここでは、大すじとしては現行の大学制度を与件として前提しながら、その中でのこうした追求を十分整理しないまま羅列することにする。またここで改革の対象として念頭におかれるのは、さしあたり私自身身の属する法政大学である。

(1) 明星学園では文部省の「六・三制を破壊するものは各種学校としてしか認めない」という威嚇に屈服することなく、一九五九年以来四・四・四制を行なっている。ここで重要なのはどうした区切りが最も教育効果をあげるかということよりも、むしろ創始者の照井猪一郎の十原則の一つとしての、「私立の教師の理想は人間の歴史の法則に支えられていなければならぬ。国家が考えている理想や親が考えている理想と食いちがいできた場合はうまくごましてはならない。鋭く対立して、

どちらが正しかを実践的にも理論的にも勉強し吟味する責任をもっている。」という基本姿勢である。

## 1、新制大学の理念、とくに一般教育。

前にも見たように、学問の進歩は専門分野の細分化を生み、原子力・オートメーションといった生産力を知らないで資本主義生産様式を云々する経済学者、大量殺人兵器の製造に専心する物理学者などが現われることになる。こうした状況ではとくに、専門の研究自体がたえず学問全体の立場なり社会的な観点なりから点検されねばならない。大学における教育にあつても、単なる「物識り」としてでなく専門自体を的確に位置づけるためにこそ、一般教育が基礎的なものとして要請される。

少しく立入っていうならば、外国語および体育については、こうした位置づけができるかどうか問題であろう。外国語が単なる「技術」としてでなく、内容を中心とするというのであるならば—現状ではきわめて困難であるが—、それはそれなりに一般教育全体の中にどう組みこみうるのかを明確にする必要がある。明治以来先進国の文化輸入の手段として一定の意味はもつたが、現在外国語が研究を通じてなされる大学教育の一環としてどのように必要であるかが再検討されねばならないのではなからうか。<sup>(2)</sup>

(2) とくに第二外国語まで必修となっているのは、二兎を追うにひとしく、むしろやるなら一カ国語を選択必修として集中的に行かない、希望者はほかに選択しうるようすべきであろう。

ただしここに注意すべきは、一般教育の発祥地であるアメリカでは、前に見たように大学院に重点が移りつつあり、学部はかなりの程度これへの準備過程として存在する。しかしながらわが国では大学院が「つけたり」でしかなく、学部はほとんどそれ自体で完結した存在となっている。理科系はまだしも、文科系ではこうした傾向がとくに著しい。

そうした場合、しかも前に見たように「専門的労働力」たりえない文科系では、専門教育とはいっても、それ自体が実は直接「専門家」をつくるのではなく、専門を通じて物の見方、考え方を身につけ、一方その学問分野での理解能力を養う、いわゆる「専門教養<sup>(3)</sup>」として重要な意味をもってくる。アメリカのように Liberal arts college が未発達  
の日本では、文科系諸大学はこうした役割をもつものである。とくに人民に対して「開かれた大学」として大学が「大衆化」の方向をとるならば、このような全般的レベル・アップの上に、むしろ「専門教育」は大学院レベルのものと考へるべきであろう。

(3) したがってたとえれば経済学部においては「教養科目」としての「経済学」は不要であろう。

ただしこの場合でも、くりかえして強調されねばならないのは、大学教育がたえず学問の最尖端への発掘作業へ学生も直接間接に参加するという過程によつて行なわれねばならない、ということである。それは疑問提起からはじまり現在ある文化遺産がどのようにして積み重ねられたかという追体験をもふくむ。教師は細分化された専門の一部分での新たな成果が学問全体の中でどのような意味をもつかをたえず問いかえしながら、必ずしも直接的な形ではないにしても、これを教育の中へ織りこんでゆかねばならないであろう。研究者にとり「十年一日のノート」はありえないのである。学部を単なる「高等教育機関」として研究から切離して考へるならば、それはすでに大学ではない。

このことはいうまでもなく、就職のパスポートを求めて大学へ来る者に一樣に「真理探求者」たることを要求することではない。中世の大学でそうであったように、どのような目的で大学の門を叩く者にも、大学の本質的なもの、学問とはどのようなものかということ、身を以てふれさせる主体的な姿勢こそが、研究者としての教師に要請される。

## 2、四年一貫の縦割制度。

現在多くの大学では、主として前期二年までを一般教育に、後期二年を専門教育にあてている。これは歴史的に見れば、新制大学の発足時に旧制の高校や大学の専門部・予科などを教師もろとも機械的に旧制大学に接木したことに<sup>(4)</sup>よる。しかも新制大学の理念に無理解で、単純に旧制の三年プラス三年<sup>(4)</sup>六年が四年に圧縮されたものとして考える向きも少なくない。かくて「専門」と「教養」との細張り争いははてしもないということになる。一般教育圧縮、目的の大学化といった現在の文教政策の方向が、実はこうした考え方で戦前の大学<sup>(4)</sup>内容的には「専門学校」の復活をめざすものである。

(4) かくして、国語および漢文が専ら教師の側の都合から「文学」として、しかも必修として、人文系列の中におかれたりする。

しかし前に見た大学の理念からは、こうした機械的な一般教育と専門教育の区分はでてくるはずはない。専門教育自体が教養化されているのであり、専門を学びながらむしろこれを他の学問分野から見直すという立場に立てば、四年間を通じて専門科目と教養科目が有機的な関連をもって配置される、いわゆる楔型（斜割）方式が必要となってくる。それは、一年次、二年次を高校の焼き直しでなくとも魅力あるものにとり半ば「学生対象」的発想にもとづくものでは本来ないのである。

教師の側からみても、いわゆる専門担当、一般担当という区別があるのは奇妙なことである。一般<sup>(5)</sup>概論では必ずしもない。大学教師は誰しもが専門家なはずである。とくに総合大学では一般教育担当は固定しないで、学部相互間で専門教員が交互に担当すべきであらう。

(5) ここでも外国語と体育の教師をどう配置すべきかはむずかしい問題となる。

### 3. カリキュラムについて

これについてはくわしく立入れれば際限ないが、今まで述べたことのほか、思いつくままを書き列ねてみるならば、

- (1) 大学設置基準は形式的には無視しえないが、内容中心で考える。
- (2) いわゆる教育的観点からいかに理想的・体系的なカリキュラムを組んでも、学生の意欲なしにはほとんど意味をもちえない。ワンセット主義でなく、学生の「学ぶ自由」(Lernfreiheit)がさらに重視されるべきであらう。
- (3) 年度末のうず高い答案を前に、一年間いかにむなしいことをしたかを毎年思い知らされる現実にあつて、教師にとつても学生にとつても、何がしかでもプラスになり(もちろん近視眼的な意味でなく)、しかも不要の負担を減らす方向で実質的に考える。<sup>(5)</sup> とくに夜間部についてはそうであり、たとえば二時制限が検討されてよい。
- (4) たとえば、設置基準上の問題はあるが、現行年間一課目三単位の授業は四単位とすることもその一つである。
- (5) マスプロの中でも可及的少人数の場をつくること。ゼミ、プロゼミなどをむしろ中心とする。大教室授業はそれを支えるものとして位置づけ、シンポジウム形式など工夫する。
- (6) 専門内でも、専門間にわたるものとして一般教育でも、既成の課目名と内容にとらわれない総合的なものを作るべく多く設ける。これは一方では専門に先だつ問題提起となり、他方では専門を他の学問とのつながりで位置づけるものとなる。いわゆる「総合コース」である。たとえば「現代の中国」、「大学論」、「公害論」、「物価論」など、とくに現代提起されている諸問題について。担当者が複数の場合は、十分な事前の準備が必要である。
- (6) 他学部聴講の枠を大幅にゆるめる。なお可能ならば他大学と協定して相互間での単位の修得を認める。

(7) 昼間部、夜間部、通信教育(スクーリング)での課目をなるべく統一し、どこで受講してもよいようにする。

(8) 聴講生制度の拡大。この際資格として既成の制度の枠を外して考える。たとえば、高校生や中卒の労働者でも夜間学部、学部学生でも大学院の、授業を聴講できるというように。本質的には「パスポート授与場」として縮小し、聴講生制度や市民講座に依拠する方向が摸索されるべきである。

(9) 特殊講義の増設。とくに意欲ある学生に対し、ハイ・レベルのものを設ける。

(10) 必修をできるだけへらす。できればなくしていくつかの群の中での選択必修を設ける。

#### 4、研究体制について

現在の教授会はすでに研究体制としてふさわしくないものとなっている。学部の枠をこえて、たとえば労働科学、基礎理論などの各分野ごとに研究グループをいわば「本籍」として再構成する。こうした研究グループには大学院生も組込まれてよい。なお学部そのものの区分も、とくに文科系学部の教育が専門教養としてさほど決定的な差異をもっていない現実では、再検討の要がある。また教育負担減とあわせて、数年に一度研究に専念しうる期間を設ける。あるいは授業を担当するにしてもたとえばゼミだけということも考えられる。

#### 5、大学院・助手制度

経済学のようにそれ自身資本主義社会で専門的労働力養成につながりにくい部門では、とくに現行大学院制度の二年という修士課程はきわめて中途半端な存在である。こうした所では、原則的には修士、博士一貫の研究者養成体制をとった方がよい。この際修士への入学者数を減少するといったこともあるが、むしろ教師・大学院生間のきびしい相互切磋を考えたい。院生は前に述べた教師の研究グループに参加する。なおこれと関連して現在修士卒なり博士卒

なりから採用している助手も、徒弟的な存在であり、むしろこれを廃止して博士卒一本にしこれを専任者として採用するといったことも考えられよう。修士卒からとるのは早期の人材確保という意味が大きい、これはむしろ内部を實質的に充実して人材を惹きつける方向に主眼がおかれねばならないし、生活保障の面からは助手給に代って学内奨学金が充実されねばなるまい。また博士卒での助手期間は、授業や学内雑務に煩わされることなく研究に専心しうるといった利点もあるが、こうした面はむしろ全体的に国内研修制度などを拡充する一環として考えた方がよい。

## 6、入試制度

とくに私学の場合「容れもの」との関係が無視できないが、内部できびしくする前提で、内申書重視の方向をとる。

## 7、管理運営体制

法人については、大学、短大、中高などことに学長、各校長がそれぞれ独自に教学と経営の責任をもつようにする。理事会の實質的な業務は対外的法人関係など形式面のみに止め、事実上棚上げの方向にする。

教学面については、学部の様をこえた全学的意志決定機関をつくるのが急務である。全学教授会方式、国立の評議会にあたる大学協議会（教学審議会）方式など一長一短あり、大学の実状によりどのような形をとるのが適当か（時には併用）検討すべきであろう。またさしあたり各種専門委員会などに職員の参加が必要である。

また教授会については、さしあたり内部規制、公募の徹底、身分差の撤廃を提唱したい。

いわゆる「学生参加」については、前に述べたような理由により「協議会」などという形で制度化するにせよしなにせよ、学生の意見を誠実にくみ上げねばならないが、決定への参加は避けるべきである。ただその関与事項は人

事、財政、カリキュラムなどあらゆる面にわたってよいし、また寮など直接生活に関することはその完全自治にゆだねるべきであろう。なお自治会費の代理徴収制度は、前述の理由によりなるべく速かに廃止されねばならない。

以上は、はじめに述べたように、不十分な資料とこれまた不十分な考察とにもとづく「中間報告」である。これが本誌上に掲載される一二月の時点、日本の大学は、またわが法政大学はどのようなようになっていくであろうか。この激動の中で、私は私なりにこれまで提起した諸問題を、とくに学生諸君とのきびしい対決を通じてさらに考えつめてゆきたい。

(一九六九・九・一五)